

常陸大宮市有機農業推進計画策定委員会

参 考 資 料

- 常陸大宮市有機農業推進計画（素案）
- 常陸大宮市有機農業推進計画（素案）～概要～
- 常陸大宮市有機農業推進計画（素案）～背景～
- 常陸大宮市有機農業推進計画策定スケジュール

# 常陸大宮市有機農業推進計画

(素案)

令和3年8月

常 陸 大 宮 市

## 【目次】

第1	常陸大宮市有機農業推進計画の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	1
2	推進計画の位置づけ	1
3	有機農業の定義	2
4	計画期間	2
第2	有機農業の現状と課題	
1	現状	2
2	課題	3
第3	有機農業推進の基本的な考え方	
1	本市の農業環境に即した有機農業の推進	3
2	推進計画の目標	4
第4	有機農業推進に向けた各種の方策	
1	有機農業者等の育成・定着支援	5
2	有機農業に関する技術的な支援	6
3	有機農産物の流通・消費の促進	6
4	有機農業に対する理解の促進	7
第5	計画の推進体制について	8
○	参考資料	9

## 第1 常陸大宮市有機農業推進計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

農業は、安定した食料の生産及び供給や、自然環境の保全及び水資源のかん養など、多面的にわたる機能を有しています。

一方では、近年において、例えば、化学肥料や農薬の過剰な使用、河川等の水質悪化などが見受けられるとともに、農業生産がもたらす環境負荷への懸念や、安全・安心な食品を求める消費者などの意識の高まりが見られます。

このような中、平成18年12月には、環境と調和のとれた農業生産の確保、消費者の安全かつ良質な農産物ニーズに応えるため、「有機農業の推進に関する法律」（以下、「有機農業推進法」）が制定され、有機農業の推進をしていくこととなりました。

また、平成26年6月に、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が制定され、生物多様性の保全など多面的機能の向上を図る取組が促進されております。

さらには、先ごろ、農業の環境負荷軽減と生産基盤強化を目指す中長期的な政策方針として、「みどりの食料システム戦略」において、有機農業を拡大する方針などが打ち出されました。

このようなことを踏まえ、本市では、「持続可能な社会の実現」に向けた取組のひとつとして、有機農業の現状や課題等を明らかにしたうえで、有機農業に関する受入れ体制の整備や定着、拡大に向けた支援など、有機農業の取組推進を図るとともに、新規就農者の増加や、教育及び福祉などとの連携、さらには、将来的な常陸大宮市における交流人口の増加、企業及び子育て世代等の呼び込みに向けた取組の観点や方向性も視野に入れて「常陸大宮市有機農業推進計画」を策定します。

### 2 推進計画の位置づけ

有機農業推進法に定める基本理念等に基づく推進計画として、本市が進めようとする有機農業推進の基本的な考え方や推進施策、実施する具体的な取組及び方向性を示すものとして位置付けて策定するもので、この計画は、本市における有機農業の推進にあたり、農業者をはじめ、消費者や流通・販売団体、関係機関等と連携して有機農業を具体的に推進するための計画とします。

また、この計画は、市の有機農業の推進にあたり、進むべき方向と基本施策、重点事業などを明らかにするもので、その役割は次のとおりです。

- 常陸大宮市の総合計画（基本計画）において施策に掲げている「活力ある農業の振興（特色ある農業の振興）」の具体的な取組計画となるものです。
- 農業者、消費者、流通・販売関連事業者、関係団体及び市民に、市農政の方向性を示すことで、参画と協働による取組の指針等となるものです。
- 国や県などの関係機関に対して、市農政の取組等を示すとともに、各種の施策に対する支援及び協力により計画の実現を促進するものです。

### 3 有機農業の定義

有機農業推進法の第2条において、有機農業とは、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いておこなわれる農業」と定義されています。

この推進計画において、「有機農業」とは、有機農業推進法に準拠するものとして定義し、具体的には、有機農産物の日本農林規格（有機JAS）に規定する生産方式に限定することなく、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を使用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできるだけ低減した農業生産の方法を用いて行う農業とします。

### 4 計画期間

この推進計画の期間は、令和〇年度から5年間とします。

なお、有機農業を含めた農業を取り巻く情勢の変化等に的確に対応するため、農業を取り巻く社会情勢や状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しの必要性や時期等を適宜検討することとします。

## 第2 有機農業の現状と課題

### 1 現状

本市においては、堆肥等による土づくりと化学肥料・農薬使用の低減を一体的に行う「環境にやさしい農業」の実践者であるエコファーマーとして認定を受けている農業者は、64名（令和2年度末現在）となっており、また、生産性と調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料・農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業である「環境保全型農業」として環境保全型農業直接支払交付金の対象面積は、13ha（令和元年度実績）となっております。さらに、生産された農産物が、地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況）と比較して、化学合成農薬の使用回数が50%以下、かつ化学肥料の窒素成分量が50%以下での栽培による「特別栽培農産物」については、〇人、〇〇〇a（令和元年度実績）となっております。なお、有機JAS認定農業者は（平成30年度末現在）いませんが、有機農業としての取組面積は、796aとなっております。

なお、有機農業については、新規参入志向者や、就農年数が短い農業者などが興味を持ち有機農業への転換を希望する傾向にあるという特徴もありますが、有機農業の栽培技術に関しては、これまで一部の有機農業者等の経験や工夫等に基づいて行われているものであり、安定した収量や品質を確保するための技術が確立していないという実態もあります。さらに、有機農業者等に

としては、消費者との結びつきが弱い、また、栽培規模が少量ロットで安定的には供給できないなどの理由により販売に苦慮している現実や、消費者においても、有機農産物が慣行農業の農産物より割高であることから、低価格の農産物を購入する傾向にあります。一方、販売先については、直売所での販売や生協への契約販売、消費者への宅配等を中心にいくつかの出荷先を組み合わせるなど、有機農業者が独自に開拓している実態もあります。

さらに、慣行農業と有機農業の関係については、有機栽培技術の習得不足による雑草や病害虫防除対策等の遅れに伴う周辺圃場への影響や、逆に、慣行農業の圃場から有機農業への圃場への農薬の飛散等、相互に疑問視する声などもあります。有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであり、生物多様性の保全に資するものであるといった理解については、未だ十分とは言えない状況にあります。

## 2 課題

生産者側においては、以下のことが課題として挙げられます。

- ①施肥・土づくりにかかる生産コストの削減
- ②雑草除去作業や病害虫などの対策にかかる労力の省略化
- ③条件等により異なる環境に合わせた栽培マニュアルの整備と安定した収量の確保
- ④生産物に対する販売価格の設定と販路開拓

消費者側においては、以下のことが課題として挙げられます。

- ①有機農業が環境への負荷を低減するなどの機能を持つことへの理解
- ②有機農業が慣行栽培に比べ、労力やコストがかかることについての理解
- ③購入する際における「環境に配慮した商品」との認識

上記の課題等の結果、有機農業により生産される農産物は、コストに見合った価格では販売が出来ないできないことを含め、農業経営として成り立ちにくいことや、取組拡大につながらないといったことも課題になっております。

また、本市の有機農業は一部の農業者や団体の取組によって独自に行われている状況で限定的であり、農業者が有機農業に取り組みやすい環境の整備や、消費者が有機農産物を入手しやすいといった環境の整備も課題と考えられます。

## 第3 有機農業推進の基本的な考え方

### 1 本市の農業環境に即した有機農業の推進

有機農業は小規模な農地であっても、良質な農産物の生産が可能で、付加価値をつけて生産・販売ができることから、新規就農者の参入もあります。また、慣行農業からの転換希望者も存在

することなどから、有機農業技術の高度化を図り、就農希望者や慣行農業からの転換希望者への研修支援などを進めて生産者の増加を図ることが重要であると考えられます。また、豊かな自然環境を将来にわたって維持し、農業がその維持等に資するためには、有機農業における自然循環機能や多面的機能を最大限に発揮しつつ有機農産物を生産するとともに、消費者の有機農業への理解を進めることが必要であることから、生産者間のネットワーク化を働きかけ、さらに生産者、消費者及び実需者がつながりを持ち、連携を図って有機農業を着実に推進していくことが重要であると考えられます。さらに、農業者その他関係者等の自主性の尊重を図りながら、有機農業が環境に調和する農業生産という側面だけでなく、食の安全・安心の確保や、子供たちへの食育の推進、地域の振興や活性化などの取組等を含めた総合的な推進も重要であると考えています。

以上のことを踏まえ、本市における有機農業の現状と課題を把握するとともに、有機農業推進法における基本理念等にそって、有機農業の推進を図るために、次の4項目の施策の展開方向を定めて、有機農業に関する取組を支援します。

- 1 有機農業者等の育成・定着支援
- 2 有機農業に関する技術的な支援
- 3 有機農産物の流通・消費の促進
- 4 有機農業に対する理解の促進

なお、生産条件の不利な中山間地域等を多く抱える本市においては、規模拡大による競争力の強化だけではなく、農産物の高付加価値化という観点からも有機農業の推進が重要であると考えております。また、現在、県などの関係機関と連携して、「オーガニックステップアップ事業」を三美地区において展開しているところであり、この三美地区を有機農業推進のモデル地区と位置づけて重点的に取組を進めるとともに、今後、各分野・各方面とのネットワーク化等を図ることにより、市内全域への取組の拡大を図ってまいります。

## 2 推進計画の目標

計画を具体的に進めることにより、市内において、生産者が有機農業に取り組みやすい環境を整えるとともに、消費者が有機農業により生産される農産物を入手しやすい環境づくりを進め、さらに、市における各種の計画や施策等を含め一体的な推進につながるように、計画目標を次のように設定し、推進するものとします。

### ○有機農業に取り組む農業者に向けた支援

有機農業の定着が進まない理由として、生産技術の習得や、労力に見合った生産性の確保における困難さがあると言われております。このため、有機農業を目指す新規就農者や慣行農法からの移行を希望する農業者に対し、有機農業先駆者及び関係機関と協力し、就農に関する移住も含めた幅広い相談や情報提供を行うことにより、有機農業者の拡大を目指します。

#### ○有機農業の栽培技術確立に向けた支援

農薬や化学肥料に頼らずに、雑草や病害虫等による品質や収量の低下を起こさせない技術を確立することは、農業者が容易に有機農業を進めるために重要となっております。このため各関係機関と連携・協力し、有機農業に関する研修会や栽培技術に関する講習会等の開催や、研修受入れ先の情報提供を行い、高品質かつ安定的な収量確保等ができる生産技術の確立を目指します。

#### ○農産物の販路の確保

有機農業者の経営の安定化を図るためには、栽培した有機農産物の販路等を確保することが不可欠であることから、直販、宅配、契約販売、農産物直売所や農協、生協、市場出荷等の販売及び出荷方法について、成功者の事例を参考にするとともに、流通、販売業者等と生産者が交流を図ることを通して販路開拓・確保を目指します。

#### ○有機農業に対する消費者の理解の増進

有機農業については、消費者の理解と協力を得ながら推進することも重要ですが、有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する消費者の理解は十分とは言えない状況にあります。このため、生産者と消費者が交流し、有機農業とふれあう機会を創出することを通して、有機農業が生物多様性の保全や、環境負荷を低減する環境に配慮した農業であることへの消費者の理解の増進を目指します。

#### ○有機農業に対する社会的な取組への理解の増進

有機農業が2050年ゼロカーボン達成や、SDGs（持続可能な開発目標）の取組等に貢献することへの理解を図るために、学校給食等における有機農産物の使用の推進を目指します。

## 第4 有機農業推進に向けた各種の方策

### 1 有機農業者等の育成・定着支援

有機農業に取り組むにあたり、はじめから経営全体を有機農業のみで取り組み始める場合には様々な課題もあることから、慣行栽培やエコファーマー、特別栽培、有機農業へと段階的に取り組むような手法もあります。また、慣行栽培で既に行っている農業者については、経営の全体を有機農業に転換するのではなく、経営の一部（品目ごと）から段階的に導入していくような取組手法もあります。そのため、関係機関と協力し、有機農業の技術や知識等を習得するための研修会や現地検討会、視察研修等を開催し、有機農業を目指す農業者や新規参入者への支援を図ります。

具体的には、有機農業は、生産技術の習得、労力に見合った生産性の確保等の困難さがあり、定着の足かせともなっていることから、有機農業を目指す新規就農者及び慣行農法からの移行を

希望する者に対し、有機農業先駆者並びに関係機関と協力し、就農相談や情報提供を行うことにより、有機農業者の拡大を進めます。また、有機農業で生産される農産物の安定的な生産の確立を図るとともに、国や県による事業の活用を図りながら、有機農業に必要な機械・施設の整備の支援に努めます。さらに、有機農業者や、有機農業の推進に取り組む関係団体等の協力を得て、地域における有機農業の振興を図ります。なお、農地が必要な場合は、農地中間管理機構の活用や農業委員会等を通じて農地の情報提供を行うとともに、市外からの参入者等には、関係機関と連携して、住宅（空き家活用）等の情報提供にも努めます。

なお、取組を進めるうえでは、有機農業に関する多様な農業者の考え方を尊重するとともに、多様な取組を支援してまいります。また、有機農業への新規における取組を支援するとともに、取組の継続・拡大について推進を図るために、有機農業推進モデル地区設定により重点的に支援しながら、ネットワークの構築等により市内全域における取組の拡大を図ります。

## 2 有機農業に関する技術的な支援

有機農業においては、農業者独自の技術を用いて安定的に有機農産物を生産している農業者がいる一方、栽培技術に悩みを抱えながら取り組んでいる農業者もいます。このため、農業者が有機農業に容易に取り組めるようにするためには、既に取り組まれ一定の成果をあげている有機農業者や関係機関に協力を得ながら、有機農業に関する栽培技術の情報提供をする必要があります。このため、有機農業者等との意見交換会を開催するとともに、有機農業者間の情報交換や情報の共有化を促し、有機農業に取り組みやすい環境の創出に努めます。また、有機農業者や関係機関と連携を図りながら、技術体系の構築等に努めます。

具体的には、有機農業は、地域資源の活用や自然の摂理を活かし行う栽培のため、気象状況や病害虫の影響を非常に受けやすく、また、個々の農家の工夫により栽培されてきた面なども多分にあり、個別の技術を総合的に行うことにより成り立っているのが実態でもあります。このため、有機農業を推進するにあたっては、技術的な支援をはじめとした関係機関が連携した取組の展開が必要不可欠であり、高品質かつ安定定な収量の確保ができる生産技術等の確立を図るために、耕畜連携の取組による堆肥の供給や、土壌診断に基づく健全な土づくりのための研修会の実施、各関係機関と連携・協力した有機農業に関する研修会及び栽培技術に関する講習会等の開催や、研修受け入れ先の情報提供等を行います。さらに、農業者が有機農業に取り組みやすくするために、成果等をあげている有機農業者や関係機関と連携し、有機農業者間等の情報交換や情報共有化を促す環境づくりを行うとともに、本市の気象条件や立地条件等に適した技術体系を構築し、情報提供等の実施を行います。

## 3 有機農産物の流通・消費の促進

有機農業により生産された農産物の販売が進まない場合には、農業経営の面で支障が出ることから、生産者等の組織化による販売体制の多様化を促し、情報の共有化を行うことにより、有機農産物の流通量増加を支援するとともに、流通を拡大するため直売所等での取り扱いを増やし、

直売所マップ作成など有機農産物を消費者が購入しやすくする仕組みを支援します。また、広域流通の拡大を図るため、関係機関と連携して、有機農産物を含む県産農産物の商談会などを通じて販路拡大を支援します。さらに、関係機関・団体と連携を図りながら、「食育」「地産地消」を通じ、学校給食等での市内における有機農産物の消費拡大への取組を推進します。

具体的には、道の駅常陸大宮「かわプラザ」や各農産物直売所、市内飲食店における有機農産物活用の取組や、取扱店及び取扱量拡大への取組、有機農業により生産される農産物の販路確保等のための情報収集及び提供、有機農業により生産される農産物の消費拡大を図るための生産者と各関係機関が連携・協力したPR等の販売促進、さらに、「食育」「地産地消」の推進により、学校給食等での市内における有機農産物の消費拡大を図ります。

なお、有機農業で生産される農産物の中には、大きさや形が揃わず、そのために、生鮮食品として店頭と並べることが難しいものが少なからずあるということもあるため、こうした有機農産物を加工して販売に結びつけ農業経営の向上を図る取組についても支援を進めます。

#### 4 有機農業に対する理解の促進

有機農業の推進にあたっては、市民をはじめ、有機農業に対する理解の促進が重要であることから、有機農業に対する関心を高めるために、生産者と消費者の交流会や料理教室の開催、学校教育における食育の推進や農業体験学習、また、市外の住民との交流の促進なども、有効な手段のひとつであると考えられます。さらに、地域の活性化に資する取組も有効であると考えられることから、有機農業に対する理解の促進のためのイベントの開催や、単に、有機農業による生産振興だけではなく、加工や飲食（オーガニックレストラン）等の分野も含め幅広く、地域ぐるみによる取組にまで広げていく必要があります。

これらの取組や関係団体における活動等の支援を通して、有機農業者等と消費者、児童・生徒、市民、さらには、市外からの呼び込み等も含め、理解の促進を図るとともに、豊かな自然環境のもとで営まれる有機農業に対する理解を深めるために、インターネット等を活用した情報発信やPR活動についても積極的に行います。

なお、関係機関との連携による取組において、教育分野や福祉分野においても、取組の展開を図るとともに、地域の実情や、農業者その他の関係者の意向への配慮がないままに、画一的に進めることのないよう留意して理解の促進に努めます。

(参考：有機農業の推進に関連した将来的展望→「オーガニックタウン（構想）」)

○交流人口等の呼び込み（交流拠点：オーガニック、グリーンツーリズム）

○子育て世代等の呼び込み（健康志向からの魅力的な暮らしの創造）

○民間企業等の呼び込み（持続社会実現に向けた先進的な取組地域への立地・移転）

## 第5 計画の推進体制について

この推進計画を実施していくためには、有機農業者をはじめ、消費者、農業協同組合、流通関係事業者、県及びその他関係団体等との連携を図りながら、総合的に推進することが必要であると考えられます。このため、本市では、「常陸大宮市有機農業推進連絡協議会」（仮称）を設立し、今後、この協議会において、推進計画に基づく有機農業の推進を図ることとします。

なお、有機農業の推進に関する施策の策定及び具体的な実施にあたっては、有機農業者や、消費者、その他の関係者等の意見や考え方を積極的に把握したうえで、関係者において、有機農業に関する様々な情報を共有するとともに、現地調査や意見交換会等の開催、さらに、意見公募手続き（パブリックコメント）の実施により、これらを当該施策への反映に努めます。

## 【参考資料】

### □ 有機 JAS 認証制度

農林水産大臣から許可を受けた登録認定機関（第三者認証機関）が、JAS 法で定められた特別な生産方法（JAS 規格）に基づき生産する者を認定する制度であり、有機農産物等が有機 JAS 規格に適合していると判断されたものに有機 JAS マークを付し、「有機」の表示ができる制度。

### □ 有機 JAS 認定事業者

有機 JAS 認証制度に基づき、登録認定機関により認定された生産者及び生産グループ。

### □ 有機農産物

有機 JAS 認定事業者が生産した農産物。堆肥等による土づくりを行い、播種または植付け前 2 年以上及び栽培中に（多年生作物の場合は収穫前 3 年以上）、原則として化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないで生産された農産物。

### □ 有機農業（有機農業推進法第 2 条（定義））

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業であり、その取組は、「有機農産物」の表示が可能な取組に限定されることなく、対象は広くとらえている。

### □ 有機農業者

有機農業推進法第 2 条で定義される有機農業（化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業）に取り組む農業者。

### □ エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づき、農業者（法人を含む）は持続性の高い農業生産方式（堆肥等による土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う生産方式）に関する「導入計画」を策定し、これを都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨を受けた農業者。

### □ 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性と調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

□ 慣行農業

各地域において、農薬、肥料の投入量や散布回数等において相当数の生産者が実施している一般的な農業生産方式による農業。

□ 特別栽培農産物

生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況）と比較して、化学合成農薬の使用回数が50%以下、かつ化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物。

— 常陸大宮市「有機農業推進計画」—

持続可能な社会に向けた取組のひとつとして、有機農業を推進します  
～「有機農業推進」表明～

- 有機農業に関する多様な農業者の考え方を尊重し、多様な環境に配慮した農業の取組を支援します。
- 有機農業への新規取組を支援するとともに、既存における取組の継続・拡大について推進を図ります。
- モデル地区を設定し重点的に支援するとともに、ネットワークの構築等により、全域に取組を拡大します。

◇ 有機農業者等の育成・定着支援

- ・ 市内への新規参入者への支援(農地・住宅に関する情報提供)
- ・ 有機農業に必要な機械・施設の整備支援(補助事業の活用等)

\* モデル地区設定により、重点的に支援  
→ ネットワーク等の構築により、取組の拡大

◇ 有機農業に関する技術的な支援

- ・ 耕畜連携の取組による堆肥供給、土壌診断に基づく土づくり
- ・ 有機農業に関する研修会、栽培技術に関する講習会等
- ・ 有機農業者等との意見交換会、研修受け入れ先の情報提供

\* 本市における立地条件等に適した栽培技術の支援

◇ 有機農産物の流通・消費の促進

- ・ 道の駅 常陸大宮「かわプラザ」、各農産物直売所、市内飲食店での有機農産物の活用、取扱店・取扱量の拡大の推進
- ・ マップ作成等により、消費者が購入しやすい仕組みづくり推進
- ・ 「食育」「地産地消」の推進による学校給食等における消費拡大

\* 関係機関が連携・協力した販売促進・消費拡大

◇ 有機農業に対する理解の促進

- ・ 生産者と消費者の交流会、料理教室、各種イベントの開催等
- ・ 学校教育における児童・生徒に対する食育、農業体験学習
- ・ 豊かな自然環境を背景とした市外の住民との交流の促進等

\* 農業の生産振興+加工や飲食(オーガニックレストラン)等、地域活性化を含め幅広い取組の展開を促進

□ 有機農業とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業

□ 常陸大宮市 三美地区  
<畑地整備:約32ha>  
・ 農地の集積・集約化  
・ 高付加価値な園芸作物  
(→有機栽培のモデル団地)

□ 有機農業の取組推進に関連した将来的展望  
・ 交流人口等の呼び込み  
→ 交流拠点(オーガニック、グリーンツーリズム等)  
・ 企業や子育て世代等の呼び込み  
→ 持続社会取組地域へ立地、健康志向から移住等



(有機野菜の収穫体験)

○ 表明の目的(趣旨): 市における取組の方向性を示すことにより、「関係者の理解と協力」、「市民の参画と協働」、「対外的な呼び込み」等を積極的に促進するもの

# 常陸大宮市「有機農業推進計画」策定の背景等

## □ 時代背景等 ～ 社会的取組、動向 ～

- 平成18年「有機農業の推進に関する法律」  
→環境と調和のとれた農業生産、消費者の安全、良質な農産物ニーズへの対応
- 平成26年「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」  
→生物多様性の保全など多面的機能の向上
- 令和3年「みどりの食料システム戦略」  
→農業の環境負荷軽減と生産基盤強化

- 平成27年 国連サミットで採択「SDGs(持続可能な開発目標)」  
<農林水産省>  
→持続可能な農業の推進  
・環境保全型農業の拡大  
(有機農業の取組推進)

- 常陸大宮市として、社会的な課題の解消に向けた取組を、率先して展開します。
- 併せて、中山間地域等における農業の振興(付加価値等のある農産物の生産)を図ります。
- 具体的には、「常陸大宮市有機農業推進計画」を策定するとともに、関係機関との連携、市民の参画等を図りながら進めてまいります。

「有機農業推進」表明

## □ 消費者、社会意識の変化等 ～ 求めるもの(トレンド) ～

- 高級なものを求める
- 見た目(色、形、大きさ)で求める
- 安全・安心なものを求める
- 楽しいものを求める
- 美味しいものを求める
- 持続的なものを求める(環境保全への取組を求める)
- 安価なものを求める
- 希少なものを求める

## □ 農業生産の形態等 (イメージ図)

◇ 慣行栽培

( ◇ 環境保全型農業 ) \*市における取組推進

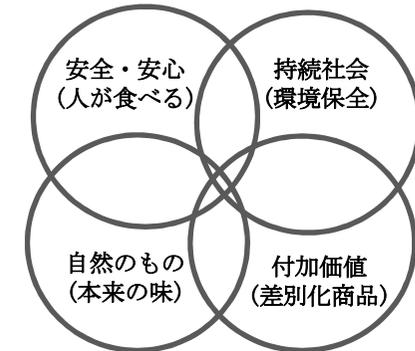
### ◇ 特別栽培

- ・地域の慣行レベルと比較して、化学合成農薬の使用回数が50%以下、かつ化学肥料の窒素分量が50%以下で栽培

### ◇ 有機農業

- ・化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない等

## ■ 有機農業の多様な取組への支援



## 常陸大宮市「有機農業推進計画」策定スケジュール

- 事務局における「有機農業の取組推進」に関する整理等
- 国や県等における有機農業の取組に関する動向
  - 他市における「有機農業推進計画」の状況
  - 常陸大宮市における現状と課題等



- 事務局における「常陸大宮市『有機農業推進計画 (素案)』」の作成
- 計画策定の趣旨、推進計画の位置づけ
  - 有機農業の現状と課題
  - 有機農業推進の基本的な考え方
  - 有機農業推進に向けた各種の方策
  - 計画の推進体制

### 「有機農業推進」表明

◇ 表明することにより、取組（素案）の方向性を事前に公表することで、今後、幅広く意見を求めるとともに、市外も含め、常陸大宮市への参入等を積極的に働きかけるもの



各方面へのアンケート調査の実施（素案に関する意見→「計画」への反映等）

□ 農家へのアンケート  
（農家全般を対象）

□ 消費者へのアンケート  
（市民を対象）

□ 流通機関へのアンケート  
（販売・流通関係を対象）



- 事務局における「常陸大宮市『有機農業推進計画 (案)』」の作成
- アンケート結果に基づく、素案の修正等



— 計画策定に向けた手続き関係 —

● 検討委員会の設置、開催  
（各分野の有識者等）



● 市議会への内容説明等  
（市計画に対する意見等）



● パブリックコメントの実施  
（幅広い意見の反映等）



## 「常陸大宮市 有機農業推進計画」策定